

入札公告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付す。

本入札公告に記載の業務は、競争参加資格確認資料 (以下「技術資料」という。) を共通化できる 15 件の業務を対象に、一括して公告し、審査を実施する試行業務である。

本件の申請及び入札にあたっては、電子入札システムにおいて 15 件の業務が別々に案件登録されているので、複数の業務に参加を希望する場合は、参加を希望する業務ごとに一般競争参加資格確認申請書 (以下「申請書」という。) の提出及び入札が必要である。

また、複数業務の受注を希望する場合は、申請書に受注希望件数を記載すること。受注希望件数が複数ある場合は、受注希望件数に応じて管理技術者及び担当技術者を配置し、それぞれ独立した業務実施体制を構築することで着実な履行を確保すること。

なお、受注希望件数の記載がない場合は、1 件のみの受注希望とみなす。当該一括審査に係る業務を落札し、受注希望件数に達した場合は、以降の入札について無効とする。技術資料の受付後、申請者数が 15 者に満たない場合には、15 件全ての入札を取りやめることがある。

単体又は共同体のいずれかで参加するものとし、混在は認めないものとする。また、業務ごとに構成員の異なる組合せによる共同体も認めないものとする。

令和 8 年 5 月 29 日

分任支出負担行為担当官
防衛省整備計画局
建設制度官 小長 大輔

1 業務概要

- (1) 業務の名称
- ①令和 8 年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務 (その 1)
 - ②令和 8 年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務 (その 2)
 - ③令和 8 年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務 (その 3)
 - ④令和 8 年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務 (その 4)
 - ⑤令和 8 年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務 (その 5)
 - ⑥令和 8 年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務 (その 6)
 - ⑦令和 8 年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務 (その 7)
 - ⑧令和 8 年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務 (その 8)
 - ⑨令和 8 年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務 (その 9)
 - ⑩令和 8 年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務 (その 10)
 - ⑪令和 8 年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務 (その 11)
 - ⑫令和 8 年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務 (その 12)

- ⑬令和 8 年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務（その 13）
- ⑭令和 8 年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務（その 14）
- ⑮令和 8 年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務（その 15）

- (2) 履行場所 東京都新宿区
- (3) 業務内容 仕様書のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
- (5) 本業務は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象業務である。
なお、技術提案を求める評価テーマは入札説明書による。
- (6) 本業務は、予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号。以下「予決令」という。）第 7 9 条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）が 1, 0 0 0 万円を超える業務の場合は、技術提案の履行を含め、契約の内容に適合した履行確保を厳格に評価するために、「履行確実性」の審査を追加し、その結果を評価に反映させる試行対象業務とする。
- (7) 本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。
- (8) 本業務は、業務費内訳明細書の提出を義務付ける業務である。
- (9) 本業務は、業務の品質確保を図ることを目的として、受注者の負担において第三者履行確認を義務付ける試行対象業務である。
- (10) その他
 - ア 本業務は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う業務である。ただし、電子入札システムにより難しいものは、発注者に申請のうえ紙入札方式（電子入札システムを利用しない入札手続きをいう。以下同じ。）に代えるものとする。申請の方法は、入札説明書による。
 - イ 本業務は、契約の一連の手続を電子契約システムで行う業務である。ただし、電子契約システムにより難しい場合は、発注者に申出のうえ紙契約方式（電子契約システムを利用しない手続きをいう。）に代えるものとする。

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和 8 年 5 月 2 9 日付防衛省整備計画局建設制度官）に示すところにより、防衛省から令和 8 年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務に係る共同体として資格審査結果通知を受けた者又は次に掲げる条件をすべて満たす共同体以外の有資格者（以下「単体」という。）であること。

- (1) 予決令第 7 0 条及び第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和 7 ・ 8 年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、単体で参加する場合は測量・建設コンサルタント等業務の建築及び土木に係る「A」の格付けを受けた者。共同体で参加する場合の代表者は、測量・建設コンサルタント等業務の建築又は土木に係る「A」の格付け

受けた者とし、共同体で参加する場合の代表者以外の構成員は、測量・建設コンサルタント等業務の建築、土木、電気、機械、又は通信のいずれかに係る「A」の格付を受けた者で構成し、共同体として建築及び土木に係る「A」の格付けを有する者で、北関東防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 次に示す同種業務について、平成28年4月1日から入札公告日までに元請として引渡し完了した防衛本省又は地方防衛局が発注した業務のうち次に示す同種業務の実績を有すること。

- ・同種業務（単体）： 防衛省において、一棟当たり延べ床面積3,000㎡以上の新設建物の建築設計業務（基本検討、基本設計又は実施設計）又は建物付帯土木設計業務（基本検討、基本設計又は実施設計）の実績を有する者
- ・同種業務（代表者）： 防衛省において、一棟当たり延べ床面積3,000㎡以上の新設建物の建築設計業務（基本検討、基本設計又は実施設計）又は建物付帯土木設計業務（基本検討、基本設計又は実施設計）の実績を有する者
- ・同種業務（構成員）： 防衛省又は公共工事において、一棟当たり延べ床面積1,000㎡以上の新設建物の建築設計業務（基本検討、基本設計又は実施設計）、建物付帯土木設計業務（基本検討、基本設計又は実施設計）又は建物付帯設備（電気、機械、通信のいずれか）設計業務（基本検討、基本設計又は実施設計）のいずれかの実績を有する者

なお、業務成績の評定点が65点未満のものを除く（業務成績のない業務については、検査に合格している証明をもって65点以上の業務とみなす）。

- ~~(5) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を有すること。~~

- (6) 単体又は共同体の代表者は、次の基準をすべて満たす技術者を配置できること。

ア 配置予定管理技術者

配置予定管理技術者については、次の(ア)から(エ)に示す条件をすべて満たす者である。

(ア) 次のいずれかの資格を有すること。

- ①建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者。
- ②技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）の資格を有し、技術士法（昭

和58年法律第25号)による登録を行っている者

③技術士(建設部門)で平成12年度以前に試験に合格し、技術士法による登録を行っている者

④技術士(建設部門)で平成13年度以降に試験に合格し、技術士法による登録を行っている場合には7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門(技術士制度における技術部門のうち建設部門)に4年以上従事している者

⑤RC CM(技術士制度における技術部門のうち建設部門に相当する部門)の資格を有し「登録証書」の交付を受けている者

(イ) 平成28年4月1日から入札公告日までに引渡し完了した業務のうち、次に示す同種業務の経験(履行期間の全てに従事)を有すること。

・同種業務： 防衛省において、一棟当たり延べ床面積1,000 m²以上の新設建物の建築設計業務(基本検討、基本設計又は実施設計)又は建物付帯土木設計業務(基本検討、基本設計又は実施設計)の実務経験を有すること。

ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。

(ウ) 配置予定管理技術者の入札公告日現在の手持ち業務量が5億円未満かつ20件未満であること。

ただし、入札公告日現在の手持ち業務量に防衛省大臣官房会計課、整備計画局施設計画課契約制度企画室又は建設制度官が発注した業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準(以下「調査基準価格」という。)を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が2億5千万円未満かつ5件未満である者とする。

なお、防衛省発注機関が発注した業務については、手持ち業務量の件数のみ対象とし、金額は対象外とする。また、履行開始予定日(別表⑥)までに完了する見込みの手持ち業務については、手持ち業務量の対象外とする。

手持ち業務量とは、プロポーザル方式等における特定後未契約の業務を含め、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。また、手持ち業務量の算定に用いる金額は、手持ち業務量の契約金額(共同体による受注の場合は、共同体構成員として分担する業務の業務額とする。)のうち、当該業務の発注年度から履行期限を含む年度までに係る金額とする。

(エ) 入札公告日の時点で参加表明者と直接的な雇用関係があること。

イ 配置予定担当技術者

配置予定担当技術者は、配置予定管理技術者との兼務は認めない。

(7) 申請書、技術資料及び技術提案書の提出期限の日から開札の時点までの期間に、北関東防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について(防衛施(事)第150号。28.3.31)に基づく指名停止を受けている期間中ではないこと。

(8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関

係がないこと。詳細は入札説明書による。

- (9) 防衛省大臣官房会計課、整備計画局施設計画課契約制度企画室又は建設制度官が発注した業務のうち、令和6年度及び令和7年度に完了又は引渡し完了した業務の実績がある場合には、評定点の平均が65点以上であること。
- (10) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している業者でないこと。
- (11) 業務実施体制の妥当性が確認できる者であること。なお、業務実施体制の妥当性が確認できない場合とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。
 - ア 再委託の内容が、主たる部分の場合
 - イ 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合
 - ウ 共同体による業務の分担構成が細分化され過ぎて、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合
- (12) 情報保全に係る履行体制について、懸念が存在する者又は業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

3 総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本業務の評価項目は、次のアからエまでとし、詳細は入札説明書による。

なお、配置予定技術者に対しヒアリングを行う。

- ア その他
- イ 業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他
- ウ 評価テーマに対する技術提案
- エ 賃上げ表明に対する評価

(2) 総合評価の方法

ア 評価値の算出方法

価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、「価格評価点」と「技術評価点」の合計を評価値（以下「評価値」という。）として付与する。

イ 価格評価点の算出方法

価格評価点の満点は20点とし、算出方法は以下のとおりとする。

価格評価点 = 20点 × (1 - 入札価格 / 予定価格)

ウ 技術評価点の算出方法

(1)に掲げる評価項目ごとに評価を行い、以下のとおり技術評価点を付与する。

技術評価点の満点は60点とし、算出方法は以下のとおりとする。

a 予定価格が1,000万円以下の業務の場合

技術評価点 = 60点 × ((1)の評価項目ごとの得点合計 / (1)の評価項目ごとの

配点合計)

b 予定価格が1,000万円を超える業務の場合

技術評価点 = 60点 × { (1)の評価項目ごとの得点の合計 × 履行確実性度) / (1)の評価項目ごとの配点合計) }

(3) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び(1)アからエまでをもって入札し、入札価格が予定価格の制限の範囲内であるもののうち、(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

イ 上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

ウ 落札決定は以下の順番で行うことを基本とするが、入札の状況によっては、順番が前後することもある。

- ①令和8年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務 (その1)
- ②令和8年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務 (その2)
- ③令和8年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務 (その3)
- ④令和8年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務 (その4)
- ⑤令和8年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務 (その5)
- ⑥令和8年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務 (その6)
- ⑦令和8年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務 (その7)
- ⑧令和8年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務 (その8)
- ⑨令和8年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務 (その9)
- ⑩令和8年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務 (その10)
- ⑪令和8年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務 (その11)
- ⑫令和8年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務 (その12)
- ⑬令和8年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務 (その13)
- ⑭令和8年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務 (その14)
- ⑮令和8年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務 (その15)

(4) 実施上の留意点

本業務の監督及び検査にあたり、受注者より提出された「その他」、「業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「評価テーマに対する技術提案」の評価項目において評価した内容を満たしていることを確認する。

また、評価した内容の中で、当該検査において確認できないものがある場合、技術の履行に関する部分については、業務完了後も引き続き履行する義務を有する

ものとする。

受注者の責により提案内容を満足する業務が行われない場合は、ペナルティとして、評定点を減ずることとし、最大10点の減点とする。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 D棟5階

防衛省整備計画局建設制度官

TEL 03-5366-3111 (内線36444、36448又は36435)

メールアドレス shikakushinsa@ext.mod.go.jp

(2) 入札説明書等の交付期間等

ア 交付期間 別表①のとおり。

イ 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター

<https://www.dfeg.mod.go.jp>

ウ 交付方法 全て、電子データで交付を行う。

・文書類 : PDF (Acrobat DC形式)

・図面類 : PDF (Acrobat DC形式)

・申請書類 : Word (2019形式) 又は Excel (2019形式)

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ 使用条件 ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ その他 通信環境の不具合等のため、希望する者は紙媒体での提供を依頼することができる。

この場合、(1)の担当部局へ電話により連絡するものとする。

なお、紙媒体での交付は(1)にて行うものとする。

(3) 申請書及び技術資料の提出期間等

ア 提出期間 別表②のとおり。

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、申請書、技術資料及び技術提案書(以下「申請書等」という。)の容量が10MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙入札方式による場合は、(1)に持参、郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)(以下「郵送等」という。)又は電子メールにより提出する。

(4) 入札、開札の日時、場所及び方法

ア 入札書の受付期間 別表④のとおり。

イ 提出方法 電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、(1)に持参又は郵送等により提出する。電子メールによる提出は認めない。提出方法の詳細は、入札説明書のとおり。

ウ 開札の日時及び場所 別表⑤のとおり。

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 納付 (保管金の取扱店 日本銀行虎ノ門代理店)。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は業務委託料の10分の1以上とする。
- (4) 入札の無効
次に掲げる入札は無効とする。
 - ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
 - イ 申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者の入札
 - ウ 入札に関する条件に違反した入札
- (5) 落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の規定に基づく調査を行うので、協力しなければならない。
- (6) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (7) 手続における交渉の有無 無
- (8) 契約書作成の要否 要
- (9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。
- (10) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記4(3)により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (11) 予定価格が1,000万円を超える業務の場合、技術提案の履行を含め、契約内容に適合した履行が可能か否かを審査するため、調査基準価格未満で入札したすべての者について、開札後速やかに履行確実性に関するヒアリングを行うものとする。
- (12) 詳細は入札説明書による。

別表

①	入札説明書等の 交付期間	令和8年 5月29日から 令和8年 8月14日までの9時から18時まで。ただし、最終日は17時まで。（行政機関の休日を除く）
②	申請書及び技術 資料の提出期間	令和8年 5月29日から 令和8年 6月29日までの9時から18時まで。ただし、最終日は12時まで。（行政機関の休日を除く）
③	競争参加資格確 認通知の日	令和8年 7月13日を予定する。
④	入札書の受付期 間	令和8年 8月 5日から 令和8年 8月 7日までの9時から18時まで。ただし、最終日は12時まで。（行政機関の休日を除く）
⑤	開札の日時及び 場所	<p>■令和8年 8月17日</p> <p>①令和8年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務（その1）10：30</p> <p>②令和8年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務（その2）13：30</p> <p>③令和8年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務（その3）15：00</p> <p>④令和8年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務（その4）16：30</p> <p>■令和8年 8月18日</p> <p>⑤令和8年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務（その5）10：30</p> <p>⑥令和8年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務（その6）13：30</p> <p>⑦令和8年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務（その7）15：00</p> <p>⑧令和8年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務（その8）16：30</p> <p>■令和8年 8月19日</p> <p>⑨令和8年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務（その9）13：30</p> <p>⑩令和8年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務（その10）15：00</p> <p>⑪令和8年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務（その11）16：30</p> <p>■令和8年 8月20日</p> <p>⑫令和8年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務</p>

		(その12) 10:30 ⑬令和8年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務 (その13) 13:30 ⑭令和8年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務 (その14) 15:00 ⑮令和8年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務 (その15) 16:30 防衛省 市ヶ谷庁舎D棟5階 入札室
⑥	履行開始予定日	令和8年 9月 1日を予定する。

(紙入札方式の場合は、各期間の10時から17時まで(12時から13時までの間を除く)。最終日は記載時刻必着とする。(行政機関の休日を除く))

(行政機関の休日とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。)